

一人三役の地方裁判所救済に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

一人三役の地方裁判所救済に関する質問主意書

一、地方裁判所を視察するに簡易裁判所を兼ね、更に、家事審判所を兼ねてあつて、判事も一人三役、事務官以下全部一人三役で非能率的は勿論、之れ等の人々は目の廻る多忙で月給は三人分仕事して一人分しか支給されて居ない事実に対し政府の処見を問う。

二、國家公務員の内、地方裁判所総定員と簡易裁判所総定員と、家事審判所総定員を發表せられたい、又その三種の月給支給別を發表せられたい。

三、家事審判所の國民の利用は物凄く人員一人三役の爲國民に不自由を與えてある実体を政府は知るや御処見を問う。

一人三役の地方裁判所員の待遇改善救済の具体的御処見を問う、家事審判所取扱件数の報告を求む。
右質問に対し速かなる御答弁を要求する。